

原危管発 第 10 号
2019年9月18日

原子力規制委員会
原子力規制庁
緊急事案対策室長 殿

関西電力株式会社
原子力事業本部
原子力安全部長

大飯発電所原子力事業者防災業務計画の読み替えについて（連絡）

平成31年1月18日付け関原発第461号にて届け出ました「大飯発電所原子力事業者防災業務計画」につきましては、大飯発電所において、「第一発電室」及び「第二発電室」の組織名称を「発電室」に変更したことに伴い、当該組織の役職名も変更となりました。

本件は、組織名称のみの事務的な内容の変更であるため、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について」に基づく軽易な変更扱いとして、次回修正までの期間、添付資料の通り読み替えることにより運用いたしますのでご連絡申し上げます。

以上

添付資料

大飯発電所原子力事業者防災業務計画読替表

大飯発電所原子力事業者防災業務計画読替表

現行	読替後	説明
<p style="text-align: center;">第3節 放射線測定設備および原子力防災資機材の整備</p> <p>1. 敷地境界付近の放射線測定設備の設置、検査</p> <p>(1) 原子力防災管理者は、原災法第11条第1項に基づき別表2-3-3および別図2-3-13に示す放射線測定設備を設置する。また、放射線管理課長は、あらかじめ定めるところにより次の措置を講じる。</p> <p>a. 検出部、表示および記録装置その他の主たる構成要素の外観において放射線量の適正な検出を妨げるおそれのない状態を維持する。</p> <p>b. 設置している地形の変化その他周辺環境の変化により、放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれのない状態を維持する。</p> <p>c. 年1回以上較正を行う。</p> <p>d. 故障等により監視不能となった場合は、速やかに修理するとともに、必要に応じて代替手段での測定を実施する。</p> <p>(2) 原子力防災管理者は、放射線測定設備を新たに設置したときまたは変更したときは、所定の手続きにより様式2-3-4を用いて、設置または変更した日から7日以内に内閣総理大臣、原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長および関係周辺都道府県知事に届け出る。</p> <p>(3) 原子力防災管理者は、放射線測定設備を新たに設置したときまたは変更したときは、所定の手続きにより原子力規制委員会に申請し、原子力規制委員会が行う検査を受ける。</p> <p>(4) <u>第一発電室長</u>は、放射線測定設備により測定した放射線量の数値を記録計により記録し、1年間保存する。また、この記録に基づいた放射線量の数値を公衆が閲覧できる方法で公表する。</p>	<p style="text-align: center;">第3節 放射線測定設備および原子力防災資機材の整備</p> <p>1. 敷地境界付近の放射線測定設備の設置、検査</p> <p>(1) 原子力防災管理者は、原災法第11条第1項に基づき別表2-3-3および別図2-3-13に示す放射線測定設備を設置する。また、放射線管理課長は、あらかじめ定めるところにより次の措置を講じる。</p> <p>a. 検出部、表示および記録装置その他の主たる構成要素の外観において放射線量の適正な検出を妨げるおそれのない状態を維持する。</p> <p>b. 設置している地形の変化その他周辺環境の変化により、放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれのない状態を維持する。</p> <p>c. 年1回以上較正を行う。</p> <p>d. 故障等により監視不能となった場合は、速やかに修理するとともに、必要に応じて代替手段での測定を実施する。</p> <p>(2) 原子力防災管理者は、放射線測定設備を新たに設置したときまたは変更したときは、所定の手続きにより様式2-3-4を用いて、設置または変更した日から7日以内に内閣総理大臣、原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長および関係周辺都道府県知事に届け出る。</p> <p>(3) 原子力防災管理者は、放射線測定設備を新たに設置したときまたは変更したときは、所定の手続きにより原子力規制委員会に申請し、原子力規制委員会が行う検査を受ける。</p> <p>(4) <u>発電室長</u>は、放射線測定設備により測定した放射線量の数値を記録計により記録し、1年間保存する。また、この記録に基づいた放射線量の数値を公衆が閲覧できる方法で公表する。</p>	<p>・大飯発電所「第一発電室」及び「第二発電室」の組織名称を「発電室」に変更したことに伴う、役職名変更による読み替え</p>

大飯発電所原子力事業者防災業務計画読替表

現行	読替後	説明
<p>別図2-2-4 発電所原子力緊急時対策本部要員の非常招集連絡経路</p> <p>原子力安全統括 副所長 運営統括長 発電所課長 品質保証室長 → 品質保証室員 安全・防災室長 → 安全・防災室員 所長室長 → 所長室員 技術課長 → 技術課員 原子燃料課長 → 原子燃料課員 放射線管理課長 → 放射線管理課員 <u>第一発電室長</u> → <u>第一発電室員</u> <u>第二発電室長</u> → <u>第二発電室員</u> 保全計画課長 → 保全計画課員 電気保修課長 → 電気保修課員 計装保修課長 → 計装保修課員 原子炉保修課長 → 原子炉保修課員 タービン保修課長 → タービン保修課員 土木建築課長 → 土木建築課員 電気工事グループ課長 → 電気工事グループ員 機械工事グループ課長 → 機械工事グループ員 土木建築工事グループ課長 → 土木建築工事グループ員</p>	<p>別図2-2-4 発電所原子力緊急時対策本部要員の非常招集連絡経路</p> <p>原子力安全統括 副所長 運営統括長 発電所課長 品質保証室長 → 品質保証室員 安全・防災室長 → 安全・防災室員 所長室長 → 所長室員 技術課長 → 技術課員 原子燃料課長 → 原子燃料課員 放射線管理課長 → 放射線管理課員 <u>発電室長</u> → <u>発電室員</u> 保全計画課長 → 保全計画課員 電気保修課長 → 電気保修課員 計装保修課長 → 計装保修課員 原子炉保修課長 → 原子炉保修課員 タービン保修課長 → タービン保修課員 土木建築課長 → 土木建築課員 電気工事グループ課長 → 電気工事グループ員 機械工事グループ課長 → 機械工事グループ員 土木建築工事グループ課長 → 土木建築工事グループ員</p>	<p>・大飯発電所「第一発電室」及び「第二発電室」の組織名称を「発電室」に変更したことに伴う、役職名変更による読み替え</p>